



鈴木康祐 議員



**Q 飛鳥学園の
中庭広場の改修は**

**A 危険箇所の修繕は
完了、今後も早急に
対応する**

○教育長

令和5年の点検で、ウッドパネルを支える下の部分の木が腐り、生徒が遊ぶことで重さに耐えられなくなり、抜けたり割れたりする危険があるパネルが数枚発見され、その部分をカラーコーンで仕切り、侵入禁止としていました。今月に入り、中庭広場のウッドパネルすべてを点検したところ、危険性が心配されるパネルが10数枚ありましたが、6月15日にすべての部分の修繕が終わりました。

今後、危険箇所については早急に対応し、経年劣化に関する全面改修については、2年後の長寿命化計画に基づく日常修繕で、人工木や他の素材も視野に入れ改修を考えていきたいと思えます。

○議員
中庭広場の木製の板が腐ってカラーコーンで困っているところと聞くと、いつから腐っているのか。またいつになったら直すのか。
生徒が安全に遊ぶ事ができるように、クッションフロアなど他の改修方法を検討し、早期に直すよう要望します。

**Q 不適切な農地転用
を防止する村独自の
条例作成を**

**A 農地法が厳格化されるため、条例制定は
考えていない**

○議員

竹之郷地区で、農地転用が相次いで行われ、隣地農地保有者は困惑し、周辺住民は生活に不安を訴える人がいる。大型車通行禁止区域であるにもかかわらず、ヤード、駐車場ができ、通行を許可せざるを得なくなり、大型車が通行し、農道の破損など住民から苦情を聞く。

また、雑種地にもかかわらず、コンテナを積み上げる違法建築など、転用目的と異なった行為も散見される。住民との協議でも反故にさ



ナンバーなし車両の路上駐車

れ、業者のやりたい放題でないか。
ヤードにおいては、周辺道路にナンバーなしの車を置いて交通の妨げになっており、警察もイタチごっこで根本的な解決ができない状態である。住民の生活を守るためにも、実情に合った村独自の条例を作っていただきたい。

○村長

農地転用につきましては、「農地法」の許可基準に基づき審査し、県において許可されますが、転用後に権利を売買等で移転され、転用目的と異なる使用をされている事があります。

このことから、国において不適切な農地転用を防止するため、許可を受けた者の定期報告や違反転用の現状復旧命令の措置を講じない者の公表の仕組みを創設し、農地の適正かつ効率的な利用促進を図るため、農地法の改正が行われる予定です。

条例については、厳格化される上位法がありますので、村独自の条例制定は現在考えていません。

なお、周辺道路における

「ナンバーなし車両」の路上駐車につきましては、まずは直接、警察へ通報をお願いします。
また、住民の皆さまが安全安心に生活していただけるよう、警察と連携協力して適切に指導等の対応をします。

**Q 生活道路の
30キロ規制は
円滑な周知に
努める**

○議員

新聞報道によると、警察庁は令和8年9月から、中央線がないなどの生活道路を、30キロ規制にすると発表したが、どの路線になるのか。また周知の方法について聞きます。

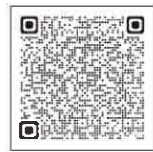
○村長

警察庁は5月31日から6月29日まで、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集を行っており、令和8年9月1日の施行を目指す方針です。

交通規制を所管しております蟹江警察署と情報共有し、円滑な周知に努めてまいります。



伊藤和利 議員



Q 配食サービス事業の対象者拡大を

A 対象者拡大ではなく、お困りの方に配食サービスを紹介する

○議員

本村の高齢化率は31・1%で、愛知県、近隣の自治体と比較しても高いと国勢調査のデータで表されています。

配食サービス事業の対象者は、満65歳以上の高齢者のみの世帯の方、重度の障がい者のみの世帯の方、高齢者と重度の障がい者のみの世帯の方であり、配達可能日は、正月

三が日を除く毎日の昼食・夕食で、弁当の種類も豊富な種類から選択でき、サービスが充実しています。しかし、対象者は満65歳以上の高齢者のみの世帯の方で、満65歳未満の同居者がいると、日中高齢者のみの生活になっていてもこの事業を利用することができないこととなります。

例えば、このような世帯の親に自動車運転免許返納の話をして、昼ご飯を買いに行かないといけないという理由で返納してもらえない。昼ご飯を用意しても、火を使うこともあるため、火の始末が心配で用意をためらってしまうなどと聞きます。このような世帯も配食サービスの利用を願っているため、対象者の拡大をお願いします。

○村長

この事業は、調理が困難な高齢者等に対するサービスと同時に、利用者の生活状況および安否確認を主眼に置いた事業ですので、満65歳未満の同居者がいる世帯まで対象者を拡大することは、現在のところは、考えていません。

しかしながら、議員ご指摘のように、日中高齢者のみで生活されている方についても配食があればご家族が安心される場合もございます。

ご利用者の方の実費にはなりません。民間の配食サービスを紹介させていただくなど、個別にご相談に応じています。

○議員

配食サービスの利用人数を教えてください。

○福祉課長

令和5年度利用実績ですが、満65歳以上の高齢者のみの世帯の方28名をはじめ、計31名です。

○議員

どのような種類のお弁当があるか教えてください。

○福祉課長

お弁当の種類は4種類あり、普通食、幸(しあわせ)たんぱく食、健康ポリウム食、カロリー塩分調整食(治療食)があります。

○議員

お弁当はどのような方法で配達されていますか。

○福祉課長

委託業者が利用者へ説明し、その後、利用日にお弁当を手渡しし、声かけと健康状態の確認等を行っています。

○議員

このサービスは安否確認を主眼に置いた事業ということで、今までに何か安否を心配するような事はありましたか。

また、そのような事が起きた時の対応は。

○福祉課長

これまで緊急事態など対応が必要になったことはありません。万が一の場合は、委託業者の本部と連携し、救急車等の要請を行っていただきます。

○議員

そのような場合、それなり

の資格、研修を受けた人が担当をしていますか。

○福祉課長

特に資格はありませんが、緊急時対応など研修を委託業者で実施しています。

○議員

サービスを受けている方からの声はありますか。

○福祉課長

配達時間に必ず家にいなければならぬのが不便であるという声があります。

○議員

高齢者、障がい者へのサービス事業は、数多くあると思います。対象者からの要望もたくさんあるかと思いますが、高齢者等の自立生活を支援するため、サービスの充実を図り、地域で支え合い安心して暮らせる環境づくりを、より一層推進していただくようお願いいたします。





服部高志 議員



**Q すこやかセンターに
フリーWi-Fi設置を**

**A 設置にむけて
検討を進める**

識しており、また村内外を問わず多世代の方が利用される施設であり、Wi-Fi設置を望む声も増えてきていますので、設置検討を進めてまいります。

○議員

フリーWi-Fi接続時に、広告ページを織り込める機能をもたせることができるのではないかと。地元飲食店情報や、村内イベントの情報配信のツールとして、村内外の方にPRすることができ有効だと考えるがいかがか。

Wi-Fiつかえます



以下のアクセスポイントのパスワードをご利用いただけます。

SSID Tobishima-WiFi-5G
接続パスワード [Redacted]

※災害時の対応含む状況下では、通信が制限される場合があります。

役場庁舎内で掲示されている周知用チラシ

○議員
同施設は、温水プール、トレーニングルーム、図書館、児童館があり、年間約10万人が訪れる村内で最も来場者が多い施設である。また、災害時医療救護所に指定されており、平常時・災害時を問わず、誰もが利用できるネット環境を整備する必要があると考える。

○村長
防災上必要であることを認

○保健環境課長

広告機能の導入は予定していませんが、今後必要となれば、導入検討を進めていきたいと考えています。

**Q すこやかセンターの
トイレ洋式化を**

**A 洋式比率を
高めていく**

一定数の方は和式が良いとの意見もあるため、洋式の数を増やす方向で改修を検討してまいります。

○議員

衛生面から、温水洗浄便座、便座クリーナー等の設置もぜひお願いします。

○保健環境課長

不特定多数の方が利用する公共施設トイレを洋式化していく上で、便座を共有することとちゅうちょされる方もみえますので、必要になってくると考えています。

○議員

近年、公共施設では和式トイレからの洋式化が進んでおり、子どもたちにとっては洋式しか使ったことがない世代が増えている。また、お年寄りにとって和式は負担が大きいため、利用者のことを考えると洋式化が必要であると考ええる。

○村長

役場庁舎や中央公民館はすべて洋式となっており、学園や公民館ホールにおいても洋式比率が高くなっています。

まな利活用が見込めるこのシステムだが、近隣自治体でも活用の幅が徐々に広がってきている中で、本村としてはどのような展望を描かれているのか。

○村長

防犯や、児童・高齢者の見守り等、様々な活用事例があり、本村においても全体的な導入を検討しましたが、既に防犯カメラ網を整備済みであることから、全体的に地域BWAを構築するために必要となる費用に対するメリットが薄いと判断し、最小限の投資にとどめた経緯があります。

○議員

近隣自治体において、デジタル田園都市国家構想交付金など、補助金を活用している事例を聞くが、本村はどうか。

○企画課長

単にフリーWi-Fiの利用目的での交付金の活用は難しいと考えていますが、子ども見守り等、デジタル基盤の活用まで含めた事業であれば、交付金を活用することは可能になると思われます。

**Q 地域広帯域移動無線
アクセス(地域BWA)
利活用の展望は**

**A 費用対効果を考慮し、
最小限の投資に
とどめている**

○議員

児童・高齢者見守りサービス、防災情報の配信、監視カメラの映像転送など、さまざま

○議員
子宮頸がんの患者が増えて
います。ワクチン接種につい
ては、平成25年に国がワクチ
ン接種の安全性を確認するた
め、接種の呼びかけを中止し

Q 子宮頸がんワクチンの 接種を広げよ

A 積極的な接種に向け、
周知・啓発を進める



橋本 渉 議員



ました。その後、接種は減つ
ていましたが、今も患者が増
えているため再び接種を呼び
かけています。

ワクチン接種の予防効果は
9割。無料で接種できるので
広げる必要があります。また、
中止されていた対象者だった
平成9年度生まれ〜平成19年
度生まれの人も、来年3月ま
では無料で接種することがで
きますが、それ以降接種する
には約10万円の自費となりま
すので、周知すべきです。

○村長
本村の定期接種対象者の接
種状況は、21・2%となつて
います。全国の接種状況は年
代によって違いますが、2・
8%から12・9%となつてお
り、本村の接種率は高い状況
です。

また、国からの通知により
自治体が積極的な接種勧奨を
差し控えたことにより、接種
機会を逃した方に対して公平
な接種機会を確保する観点か
ら実施しております。キャッ
チャアップ接種の接種率は25・
7%です。なお、このキャッ
チャアップ接種につきましては、
今年度末まで公費負担にて実
施していますので、対象者の
方には個別に通知をし、積極
的に接種していただけるよう
周知・啓発を進めてまいりま
す。



HPVワクチンに関するリーフレット
(厚生労働省HPより)

Q 人口と子どもを 増やすための対策をせよ

A さまざまな角度から、
人口増・少子化対策を
推進する

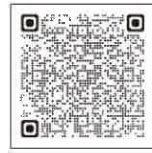
○議員
飛鳥村では子どもがどんど
ん減っています。総合計画で
は350人の人口を増やす計
画ですが実現していません。
少子化対策で進んでいる自
治体を見ると子育て支援をし
ています。医療費や学校給食
の無償化などを行っています。
飛鳥村でも子育て支援は実施
していますが、住居がないた
め子どもが増えません。
村の課題は住む所をつくる
ことです。今、宅地開発や空
き家対策をしています。不
足しています。分家住宅やア
パート建設などで補助金を出

すなどの補助制度が必要で
す。私は村営住宅の建設がいい
と思いますが、今後どのような
対策を進めるのかお聞きした
い。

○村長
空き家対策の具体的施策に
ついては、平成30年に、愛知
県宅地建物取引業協会と相互
に連携するための「空き家等
対策における協定」を締結し
て以降、空き家バンク制度の
導入や地元の空き家相談窓口
となる空き家マイスターの設
置を進めてまいりました。ま
た、令和2年度には空き家と
思われる全所有者に空き家ア
ンケートを実施し、そのニー
ズに基づき、令和4年度から
空き家除却費補助金を創設し
ました。
今年度から「愛知県・市町
村人口問題対策検討会議」が
立ち上げられました。本村も
空き家に関する取り組み事例
をはじめ、人口問題対策につ
いて情報共有を図りながら、
さまざまな角度から、人口
増・少子化対策を推進してま
いります。



八木敏一 議員



**Q 村長の
施政方針等を問う**

**A 最優先で少子化
対策に取り組む**

○村長

施政方針については中山議員に答弁した内容と同じとなりますので、割愛させていただきます。

予算編成については、令和5年度事業の継続性から早期着手が必要な事業を当初予算に計上し、それら以外の政策的判断を要するものを補正予算として、それぞれの議会に上程させていただいたものです。

○議員

加藤村長の2期目の村づくりが始まり、この6月定例議会が最初の議会です。そこで、村長に今後4年間の村づくりの施政方針をお尋ねします。また、3月定例議会に上程した骨格予算、4月臨時議会に上程した補正予算は、適切であるか。

令和6年3月定例議会に上程された一般会計予算は、村長選挙を控えており、骨格予算を編成する必要があるので、この予算にふさわしくない飛鳥聖苑大規模改修工事(約4億円)が入っており、適切である。

○村長

聖苑に関しては継続性の観点から骨格予算に入れました。

**Q 教育部長の事務は、
誰が行うのか**

**A 内容に応じて
教育長または
事務局職員が行う**

○議員

令和6年4月1日付の役場事務分掌を見ると教育部長がいません。教育部長の空席の根拠は、何ですか。また、教育部長職の事務は、誰が行うのか、その根拠は何か、お尋ねします。

○村長

教育部長が空席である根拠は、教育部長を置くことのできる」と定めた「飛鳥村教育委員会事務局等組織規則」により、現在教育部長を任命していません。教育委員会の全て

の事務は一部を除き教育長に委任され、教育長に委任された事務については、事務局職員に委任できると「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定されています。従いまして、教育部長職の事務につきましては、内容に応じて教育長または事務局職員が行うこととなります。

**Q 村議会議員を村の
委員会等の委員に委嘱
する法的根拠を問う**

**A 地方自治法などに
基づき委嘱している**

○議員

村(村長)と議会(議員)との関係は、対等でありませんが、執行機関を監視する機関である議会の議員が、村の委員会等の委員として入っています。そこで、立場は対等であり、監視機関である議会の議員を、

村長が委員会等の委員に委嘱する法的根拠は、どこにありますか。

○村長

環境審議会などの附属機関は、地方自治法第138条の4第3項に「地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、審査、諮問又は調査のための附属機関を置くことができる。」との規定に基づき、それぞれの条例、規則、要綱により具体的に各組織について規定し、議員に委員をお願いしているものです。

○議員

答弁では、監視機関である議会の議員を村長が、委員会等の委員に委嘱する法的根拠は、本村の条例等にあるということですが、厳密に言えば法的根拠は、どこにもないと考えている。村の都合で条例等に記載して、議員を取り込んでいるだけである。

